

岩手県告示第630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、北上市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年9月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（ごみ処理場）
- 2 名称 岩手中部地区ごみ処理施設